

○国土交通省告示第四百六十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条の二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

地方税法施行規則附則第七条の二第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の十一第一項の規定の適用を受けようとする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号に規定する特別特定建築物（同法第十四条第三項の条例で定める同法第二条第十八号に規定する特定建築物を含む。）に該当する家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が、当該家屋において行われた地方税法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事について、当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを、別表の書式により証する書類とする。

#### 附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(別表)

地方税法施行規則附則第7条の2第2項の規定に基づく証明申請書

申請者 住所  
電話  
氏名

家屋の所在地

上記家屋に係る利便性等向上改修工事が完了した日  
年 月 日

上記家屋（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（同法第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）に限る。）において、地方税法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事に係る次の表に掲げる部分（以下「改修部分」という。）が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。以下同じ。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合することを証明願います。

該当	利便性等向上改修工事に係る部分	具体的な箇所
	出入口	
	廊下その他これに類するもの	
	階段（その踊り場を含む。）	
	傾斜路（その踊り場を含む。）	
	エレベーターその他の昇降機	
	便所	
	劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席	
	ホテル又は旅館の客室	
	敷地内の通路	
	駐車場	
	標識	
	案内設備・案内設備までの経路	
	浴室又はシャワー室	

地方税法施行規則附則第7条の2第2項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日	令和 年 月 日
-------	----------

1. 証明者が地方公共団体の長の場合

証明を行った地方公共団体の長	
----------------	--

2. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

3. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称				
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	住 所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	

(用紙 日本産業規格 A4)

後日官報正誤にて対応予定

## 備考

- 1 「該当」の欄には、建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することとなる部分に「○」を記載すること。ただし、証明を受けようとする家屋が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項又は第3項の規定により建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものである場合にあっては、当該家屋のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第23条各号に掲げる部分（建築物移動等円滑化誘導基準に適合することとなる部分を除く。）については、「○」を記載しないこと。
- 2 証明者が地方公共団体の長の場合  
「証明を行った地方公共団体の長」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った地方公共団体の長について記載すること。
- 3 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合
  - (1) 「証明を行った建築士」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。
    - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
    - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が証明することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が証明することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
    - ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
    - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - (2) 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 4 証明者が指定確認検査機関の場合
  - (1) 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った指定確認検査機関について、次により記載すること。
    - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
    - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
  - (2) 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋において、改修部分が建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合することにつき証明を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
    - ① 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58第1項又は第77条の61の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
    - ② 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、二級建築士が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとし、木造建築士が調査することのできる家屋は、同法第3条及び第3条の2に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
    - ③ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
    - ④ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格

- 者の別」の欄には、調査を行った建築基準適合判定資格者の登録の別に応じ、「一級建築基準適合判定資格者」又は「二級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。ただし、調査を行った者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第7条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第77条の58第1項の登録を受けている者（建築基準適合判定資格者）である場合は、当該欄に「一級建築基準適合判定資格者」と記載するものとする。なお、二級建築基準適合判定資格者が調査することのできる家屋は、建築士法第3条に規定する建築物以外の建築物に該当するものとする。
- ⑤ 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58第1項又は第77条の61の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。